

## 第2回独占禁止法審査手続についての懇談会における 経団連事務局提出資料についての補足説明

2014年5月14日

経団連 経済基盤本部

### 1. 経団連事務局提出資料についての公正取引委員会からの照会について

- 標記第2回懇談会における経団連事務局提出資料（以下、資料）記載の具体的事案に関し、公正取引委員会から、各事案の事件名及び当事者名の開示の可否について照会を受けた。
- しかしながら、経団連事務局としては、仮に懇談会限り、あるいは検討室限りであったとしても、以下の理由から企業名ないし事件名を公表することはできない。
  - ✓ 経団連事務局が企業からお話を伺うにあたっては、企業名がわかる形で外部に伝えたり、公表したりすることはない、というお約束のもとで、情報を提供していただいている。
  - ✓ 事件名の公表についても、仮に対象事案がカルテル事件など当事者が複数存在する事案であったとしても、個社名が外部に伝わるリスクには変わりがなく、上記理由が同様にあてはまる。

### 2. 本件に関する基本的な考え方

- 具体的事例ごとにその場の状況ややりとりがあったのかについては、結局は当事者しか知りえないことであり、事業者側が「こういうことがあった」と主張しても、公正取引委員会側で「そういうことはなかった」と言われれば、それ以上の真実追及は不可能であり、不毛な水掛け論に終始しかねない。

- 資料記載の事実の存否について確認するのが本懇談会の目的ではないはずである。むしろ、指摘のあった事例について、公正取引委員会として、適正な実務であると考えるのであればその理由を説明し、それが合理的であるかどうかを懇談会で検討すべきではないか。
- 指摘されたような事例が不適切であると考えるのであれば、どのようにすれば、そのようなことが将来起きないようにできるのか、適正手続を担保するルールを定める方向で議論を深めていくべきではないか。

以 上